

熟練した技能者から 技能・技術を学んでみませんか？

厚生労働省ものづくりマイスターのご案内

中小企業・団体のご担当者様からのご依頼に基づき「ものづくりマイスター」が若手社員や経験の浅い社員などに対して以下のような実技指導を行っています。

ものづくりマイスターの派遣のために必要な費用は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。

実技指導事例（中小企業）

会社概要

プラスチック製品の製造・販売を中心とした従業員10名未満の会社

ものづくりマイスターの利用のきっかけ



ポータルサイト「技のとびら」（厚生労働省の技能振興ウェブサイト）から、ものづくりマイスター制度に関心を持ち、窓口の技能振興コーナーへ問い合わせたことがきっかけで、ものづくりマイスターの実技指導につながりました。

当社は若手従業員が多くその育成が課題となっており、また、小規模な企業のため、一人で複数の工作機械を扱える多能工化が求められます。

コーナー担当の方に具体的に相談をしていくうちに、この制度が当社の課題解決に役立つのではと思いました。

実技指導内容



当社の実情に合わせた指導内容で、4か月間、20回のカリキュラムを組んでいただきました。その中でマシニングセンタ（プログラミング、加工、精度確認）、平面研削盤（加工条件の設定、六面研削加工）、型彫り放電加工機（機能と操作方法）、ワイヤーカット放電加工機（加工基準の設定）、グラインダー（砥石交換とバランス出し）など各種機械の取り扱い方法を実践的に指導していただきました。

指導を受けての感想（会社担当者）



熟練技能を持ち、かつ、指導者としても経験の長いマイスターから丁寧な指導を受けることができました。複数回の実技指導をお願いできるので、一人ひとりに合わせてじっくりと指導してもらえました。自社の機械特性に合わせた実践的な指導内容が実務に直結して、自社の作業効果と製品品質が向上しました。

ものづくりマイスターからの実技指導では、以下のようなことにも対応しています。

【基礎から学ぶ】

旋盤作業者が社内で一人しかいなかったため、見よう見まねで作業してきましたが、マイスターから基本に沿った実技指導をしてもらい多能工化の足掛かりとなりました。旋盤の基本を体系的に教えてもらい、図面の見方が分からない中で基本から指導を受けることができました。

これまで独学で学んできたが、あらためて基礎からものづくりマイスターに教えてもらいました。

【従業員の技能向上】

これまで十分な社員教育を実施しておらず、社内の作業基準等もなく業務を実施してきましたが、社員間で業務に対する意識や技術力に差が出ているため、社員全体のスキルを上げていくためにものづくりマイスターの指導を依頼しました。

先輩による加工の仕方や教え方等の違い、また、自己流で技能を身に付けるとその技能が偏ってしまう可能性があるため、ものづくりマイスターに正しく統一された技能について教えてもらいました。

【指導者不足】

ベテラン技術者が退職したため、社内での教育体系を構築するためにマイスターによる指導を依頼しました。

技能が体系的に整理されている技能検定の実技課題を使った社内の教育体系を整理し、それを教える社員を育成するために、マイスターによる指導を依頼し指導を受けました。

ものづくりマイスター実技指導のご相談、お申込みは

お近くの「地域技能振興コーナー」へ



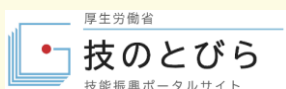
～ ご相談内容にあったものづくりマイスター派遣をコーディネートします ～

ものづくりマイスターの派遣の窓口である、全国47都道府県にある「地域技能振興コーナー」ではお話を伺い、効果的な派遣指導が実施できるよう調整します。

※ご相談で伺った情報、また、実技指導で知り得た企業の機密情報や個人情報について、地域技能振興コーナー及びものづくりマイスターは守秘義務を遵守します。

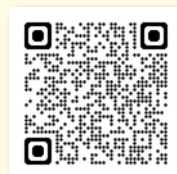
ものづくりマイスター制度は平成25年度に始まり、令和6年度には全国で延べ168,729人日の実技指導をおこなっております。

ものづくりマイスターの実技指導例は、
ポータルサイト「技のとびら」でご紹介しています。



<https://waza.mhlw.go.jp/meister/>

ものづくりマイスター等活用事例



memo